



## 第5条 代理人

- 1 契約者は、自らの判断による本契約に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じるときは、あらかじめ選任した代理人をもって行わせることができます。
- 2 契約者の代理人選任に際して必要がある場合は、当施設は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

## 第6条 連帯保証人

- 1 契約者には1名以上の連帯保証人を定めるものとし、連帯保証人は、契約者又は家族代表者が支払う利用料金等について、連帯してその責めを負うものとします。
- 2 連帯保証人は、本契約から生じる一切の債務について、極度額 1,000,000 円を限度として、契約者と連帯して履行の責任を負うものとします。

## 第7条 サービス計画の作成・変更

- 1 当施設は、契約者のための「施設サービス計画書」を作成する「施設サービス計画書作成者（以下「介護支援専門員」という。）が、本条項に定める職務を、誠意をもって遂行するよう責任をもって指導します。
- 2 介護支援専門員は、契約者の入居前後に「施設サービス計画書」の作成に着手します。
- 3 介護支援専門員は、契約者の有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、契約者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、施設の従業員と協議のうえ、施設サービス計画案を作成します。
- 4 介護支援専門員は「施設サービス計画」の作成後においても、施設の従業員と連絡を継続的に行い、必要に応じて施設サービス計画書変更案を作成します。
- 5 契約者は、介護支援専門員に対し、いつでも「施設サービス計画書」の内容を変更するよう申し出ることができます。その場合、介護支援専門員は、施設介護の趣旨に反しない範囲で計画の実施状況を把握し、できる限り契約者の希望に添うように「施設サービス計画」を変更します。
- 6 介護支援専門員は、サービス計画案又は計画変更案を作成した段階で、その内容を契約者及び家族代表者に対し、説明し同意を得ます。

## 第8条 サービス提供と内容の記録及び保管

- 1 当施設は「重要事項説明書」に記載した施設が提供するサービスのうち、入居後作成する「施設サービス計画書」に沿ってサービスを提供します。
- 2 当施設は、サービスの提供記録を契約終了後5年間保管し、契約者の求めに応じて閲覧させ、又は複写物を交付します。但し、家族代表者又は代理人に対しては、契約者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

## 第9条 サービス利用料金の支払い及び領収証

- 1 契約者は、当施設に対し本約款に基づく介護保険施設サービスの対価として、利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び契約者が個別に利用したサービスの提供に伴い、必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- 2 当施設は、契約者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月15日までに送付し、契約者は当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

- 3 当施設は、契約者から利用料金の支払いを受けたときは、契約者が指定する送付先に対して、領収書を発行します。

#### **第10条 緊急時の対応**

- 1 契約者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、当施設は速やかに嘱託医又は協力医療機関等に連絡を取るなど必要な措置を講じます。
- 2 入居中に契約者の心身状態が急変した場合、当施設は契約者及び家族代表者に対し、緊急に連絡します。(家族代表者と連絡が取れない場合、医師、看護職員の判断にて病院への受診、救急搬送をさせていただく場合があります)

#### **第11条 入院期間中の取扱い**

- 1 契約者が病院又は診療所に入院した場合、30日以内に退院すれば、退院後、直ちに再入所できるものとします。
- 2 契約者が入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれる場合、契約者及び家族代表者の希望等を配慮し、必要な便宜を図るとともに、退院後も優先的に再入所できるようにします。
- 3 前項の場合において、入院中の当施設の費用については別紙「重要事項説明書」の料金表に記載した額とし、契約者はその費用の額をもとに月ごとに算定された利用料金を当施設に支払うものとします。

#### **第12条 利用料金の変更**

- 1 介護給付費体系等の変更があった場合、施設は当該サービスの利用料金を変更できるものとします。
- 2 サービス利用料金（負担限度額を除く）については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、当施設は契約者に対して、変更を行う日の前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

#### **第13条 利用者負担金の滞納**

- 1 契約者が正当な理由なく利用者負担金を累計で3か月分以上滞納した場合には、当施設は文書により10日以上を定めて催告を行い、その期間内に支払われないときは、本契約を解除することができます。
- 2 当施設は、前項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
- 3 当施設は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。

#### **第14条 契約の終了事由**

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い当施設が提供するサービスを利用することができます。
  - ① 契約者が死亡した場合

- ② 当施設が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により本施設を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 本契約に定めるところに基づき、本契約が解約又は解除された場合

#### **第15条 契約者からの中途解約等**

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに当施設に通知するものとします。
- 2 契約者が第1項の通知を行わずに、居室から退去した場合には、当施設は契約者又は家族代表者に解約の意思を確認するものとし、その意思を表明した場合、その日をもって本契約は解約されたものとします。
- 3 具体的な解約事項等については、別紙重要事項説明書に記載したとおりとします。

#### **第16条 当施設からの契約解除**

- 1 当施設は、契約者又は家族代表者が、別紙重要事項説明書に記載した事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

#### **第17条 契約の終了に伴う援助**

- 1 本契約が終了し、契約者が当施設を退所する場合には、契約者又は家族代表者の希望により、当施設は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を契約者又は家族代表者に対して速やかに行うものとします。
- 2 具体的な援助事項等については、別紙重要事項説明書に記載したとおりとします。

#### **第18条 地域連携**

- 1 当施設は、契約者、家族代表者、地域住民の代表者、当該施設が所在する市町村の職員及び当該施設が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員等により構成される運営推進会議を設置し、サービスの提供状況等を報告することで評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を受ける機会を設けます。
- 2 当施設は、地域住民又はその自発的活動等との連携及び地域との交流に努めます。

#### **第19条 秘密の保持と個人情報の保護について**

- 1 当施設は、施設サービスを提供する上で知り得た契約者又は家族代表者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 当施設は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 当施設は、本契約で定める契約者の円滑な退所のための援助を行うために契約者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得ます。
- 4 契約者の個人情報の取り扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合は当施設が定める個人情報保護に関する規定に従い、誠実に対応します。なお、契約者の家族の個人情報についても同様です。

## 第20条 身体的拘束その他行動制限

- 1 当施設は、契約者又は他の契約者等の生命もしくは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体的拘束、薬剤投与、その他の方法により契約者の行動を制限しません。
- 2 前項の「緊急やむを得ない場合」の判断にあたっては、切迫性（利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと）、非代替性（身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと）、及び一時性（身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること）の3つの要件をすべて満たしているかについて、施設内で組織的に判断します。
- 3 当施設が、第1項により契約者の行動を制限する場合は、契約者に対し事前に行動の制限の態様（根拠）、理由、内容、及び見込まれる期間について十分説明し、同意を得るよう努めます。また、緊急でやむを得ず事前の説明が困難な場合であっても、事後速やかに契約者又は家族代表者、代理人等に対し、同様の内容を十分説明します。

## 第21条 高齢者虐待防止

- 1 当施設では、虐待の防止のための指針を整備し、虐待防止委員会を設置するとともに、職員への定期的な研修を実施します。

## 第22条 生産性向上

- 1 当施設では、介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減を図るため、ICT機器の活用や業務フローの見直し等の生産性向上に関する取り組みを行います。

## 第23条 苦情処理

- 1 当施設は、契約者及び家族代表者からの施設サービスに関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。
- 2 契約者及び家族代表者は、当施設の提供する介護保険施設サービスに対しての要望又は苦情等について、生活相談員に申し出ることができます。また備付けの用紙、管理者宛の文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

## 第24条 賠償責任

- 1 当施設は、施設サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに金沢市及び関係各機関並びに契約者又は家族代表者、代理人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 当施設は、サービスの提供にあたって契約者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、当施設に故意過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。

## 第25条 裁判管轄

- 1 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、金沢地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

## 第26条 契約外事項

- 1 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところにより、契約者又は家族代表者、代理人と当施設が誠意を持って協議して定めることとします。